

## 令和7年度 第1回 坂東市行政改革懇談会 会議記録（概要）①

日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分～午後3時

場 所 坂東市役所3階 大会議室

### 出席者

- 木村敏文市長（途中退席）
- 委 員 田村光子会長、上坂理一副会長、板垣正美委員、川島仁一委員、  
神戸俊裕委員、小林誠之委員、鈴木久美子委員、寺田智美委員、  
永田和基委員、古谷直美委員  
（欠席 鈴木篤委員、真中重子委員）
- 事務局 企画部長、企画課長、課員4名

### 会議要旨

#### 1 委嘱状交付

坂東市行政改革懇談会条例第3条第2項の規定に基づき、新たな委員4名に委嘱状を交付。（机上交付。欠席の委員については、後日お渡し）

#### 2 市長挨拶（要旨）

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。皆様方には、日頃より市政全般にわたり大変温かいご理解とご協力を頂戴しておりますこと、厚く御礼申し上げます。また、この度、新たに4人の方に「坂東市行政改革懇談会委員」をお引き受けいただき、本当にありがとうございます。

日本全体において人口急減・超高齢化が加速するなかで、坂東市においては、「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市（まち）坂東」の実現に向け、次世代に負担を残さないという考えのもと、各種政策に取り組んでいるところです。

さらに、市民の皆様の思いに寄り添う市政運営として、皆様に納めていただく税金をいかに有効活用していくかを考え、未来に負担を残さない行財政改革の推進を最重要課題として取り組んでいます。令和6年度末における地方債、いわゆる市の借金の残高は、市長就任時より約74億円の削減となる見込みです。その返済に要する公債費も減少傾向にある中で、これらの財源を活用して、昨年「市内小中学校の給食の無償化」を恒久的に実施することができました。

現在、本市では「坂東市新行政改革プラン2022－2025」に基づき行政改革を進めているところですが、令和7年度で計画期間が終了することに伴い、新たなプランである「坂東市新行政改革プラン2026－2029」についても、この懇談会で皆様のご協力を賜りながら、より充実したプランとなることを願い、策定を進めてまいります。

どうか様々な観点から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶といたします。

3 議事

（1）坂東市新行政改革プラン2022-2025取組状況について

- ・実行計画の評価概要について  
資料1「坂東市新行政改革プラン2022-2025取組状況について」に基づき、事務局から市の行政改革や評価概要について説明。委員からの質問及び意見は無し。
- ・各取組項目の取組状況・評価について  
資料1に基づき、事務局から各取組項目の取組状況・評価について、4つの柱ごとに説明。委員からの質疑及びご意見は、以下のとおり。

番号	事項	基本方針	担当課 関係課	意見・質問（要旨）	事務局による懇談会での回答（要旨）	担当課による回答、修正または補足
1	25 企業誘致の促進（フロンティアパーク坂東）	(2)「後世に負担を残さない」財務改革	特定事業推進課	令和6年度評価において、用地取得率が98.3%と記載されているが、未取得地の件数と面積を伺いたい。 また、未取得地が事業の遂行に支障を来すおそれがあるか否か、影響の有無を伺いたい。	用地の取得状況として、取得予定が247件、666,281㎡であり、そのうち未取得地は4件、11,601㎡となります。 未取得地による事業への影響については、全体の計画として、未取得地も含めて事業用地やインフラの計画をしているため、影響はございます。引き続き用地取得に努めて、円滑に事業を進めてまいります。	修正及び補足はありません。
2	34 未利用（低利用）地等の処分（売却）と適正な利活用	(2)「後世に負担を残さない」財務改革	管財課	令和4年度、令和5年度、令和6年度における評価では、それぞれ「未利用地の売却件数は1件」となっているが、市における未利用地の件数、面積を伺いたい。 また、そのうち市が売却を考えている未利用地はどれくらいあるのか。	未利用・低利用地の件数・面積は、146筆、約134,000㎡です。このうち、市場性がある土地はかなり少なくなります。 市が売却を考える未利用・低利用地としては、市場性を考慮し、公募可能なものとして、プランにおける各年度の目標を2件と設定しています。 今後、市場性のある土地は積極的に公募を行って売却処分を進めるとともに、市場性の乏しい土地についても有効活用の方法等、新たな考え方をもち取り組んでまいります。	(管財課補足) 市街化区域内に存するものから順次処分を進めていくこととしていますが、物件ごとに境界確認や地質調査等を実施してから処分方法を検討するため、件数等数字でお答えすることはできません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
3	37 公共下水道事業ストックマネジメントの実施	(2)「後世に負担を残さない」財務改革	下水道課	令和6年度の達成状況は「見直し」とあるが、この「見直し」とは、令和5年度に1期改築工事が完了したため、第2期を計画するという「前向きな見直し」でよろしいか。	令和6年度の「見直し」については、進捗に遅れが生じたため、計画の策定を1年先送りにし、予定を見直したもので「前向きな見直し」ではありません。	(下水道課補足) 進捗に遅れが生じてしまい、計画を1年先送りにした経緯については相違ありませんが、その背景として、処理場等施設の更新・改築（経年劣化により新しいものに取り替えること）には多額の事業費を要することから、国の補助を受けて更新・改築事業を実施しています。 更新・改築事業における国補助の内示率は、3年ほど前より要望額の5～6割に内示割れしていることから、当市で策定した計画どおりに事業が進んでいない現状となっております。
4	50 効果的な手法による子育て情報の発信（子育てガイドブック）	(3)「おもてなし」を体現するサービス改革	こども課	(市から提供された)子育てガイドブックを保護者の方に配布すると、既にお持ちであったり、スマートフォンで情報を見るからと、断られることが多い状況である。 ガイドブックを配布できたことは大変評価されることだと思うが、どのくらい活用されているのか、配布後の反響を教えてください。	子育てガイドブックの配布後の反響・状況については、担当課に確認し、後日改めて回答いたします。 補足： 情報をスマートフォン等からご覧になる保護者が多いとのことでしたが、坂東市での取り組みとして、母子手帳の電子化を検討しています。子育て世代等、今の若い方々のライフスタイルに合った情報提供を研究しているところです。	(こども課回答) 配布したガイドブックが、実際にどれくらい活用されているかを数値で把握するのは難しいところですが、配布後の反響については、「子ども遊ぶ公園の場所を探す際に活用した。地図や写真がありとても見やすかった」「子育て支援センターについて調べました。電話番号も掲載されていて分かりやすかったです」という声をいただいております。
5	60 教職員等の負担軽減と充実した教育環境づくり	(4)「力強い市役所」をつくる組織と人材の改革	指導課	目的として「教職員の負担軽減」が掲げられているが、そのための取組が事務的な負担の軽減にとどまっており、取組内容として少し物足りないのではないかと感じた。 なお、事務的な部分も教職員にとってかなりの負担であるため、事務の改善が間違いなく負担軽減になっていることも理解している。	ご意見につきましては担当課へ繋ぎ、内容も含めて検討を行います。	(指導課補足) ご意見のとおり、事務的な負担の軽減のみでは重点項目に挙げている「効率的に質の高い指導とをとするための業務改善」は十分に図られないと考えております。事務的な負担の軽減だけでなく、学校の日課の見直しや会議の設定の方法の見直し、外部機関との連携など、様々な業務の改善も進めていますが、今後も国や県の方針を踏まえた上で、学校と改善できる部分を協議しながら業務改善に繋げてまいります。

(2) 坂東市新行政改革プラン2026-2029の策定について

資料2「坂東市新行政改革プラン2026-2029(骨子案)」に基づき、事務局から骨子案の内容について説明。委員からの質疑及びご意見は、以下のとおり。

番号	事項	該当項目	担当課 関係課	意見・質問(要旨)	事務局による懇談会での回答(要旨)	担当課による回答、修正または補足
6	外国人住民との共生について	3ページ (4) 地方創生や課題への対応	企画課 市民協働課	資料内で、外国人住民の数は令和7年度 4,685人、10年間で約2.7倍とのことであるが、各企業において人材確保のために外国人労働者の採用を積極的に行うなど、外国人住民の数は今後もっと増えていくと考えられる。 そのため、外国人住民との共生については、行政としてもっと表に出すような扱いが必要だと思うが、どう考えるか。	外国人住民との共生については、今回「坂東市新行政改革プラン」の骨子案に記載させていただきましたが、併せて、現在策定を進めている坂東市総合計画「ばんどう未来ビジョン」の次期戦略プランにおいても、全面的に盛り込むかについて、検討していきたいと考えております。	(市民協働課補足) 安全・安心なまちづくりには、外国人住民への支援施策が必要であると考えております。庁内各課や近隣市町の状況を把握し、必要な施策を考えていきます。
			企画課 市民協働課	(上記の質問・回答に対して) 令和7年4月以降、特定技能外国人を受け入れている事業所(特定技能所属機関)は、市に「協力確認書」を提出する必要がある。これにより、市から事業所に要請される「共生社会の実現のために実施する施策(各種行政サービス、ゴミ出しのルール、地域イベントに関する施策等)」に協力することになっている。	(補足情報として拝聴しました。)	(市民協働課補足) 今後、同じ市民として坂東市や日本のルール、マナーについて理解し、互いに安全・安心に暮らせるまちに向けて、事業所を通じて、情報提供や協力要請などをしていきます。
7	実行計画の項目数について	10ページ (3) 実行計画(アクションプラン)の策定	企画課	現プランの実行計画の項目数は68と、数が多く大変な取組だと感じる。新プランについて、骨子案にはメリハリをつけて取り組むことが必要だと書かれているが、実行計画の項目数についても、数を減らし、集中して取り組む予定なのか。	ご指摘のとおり、現プランの実行計画は68項目ありますが、新プランにおいては、「集中と選択」により項目数を減らし、市として真に必要な取組に注力したいと考えております。	修正及び補足はありません。
8	業務継続計画(BCP)の策定について	4ページ (5) 行政執行体制の強化 ※取組項目67	企画課 交通防災課	「行政執行体制の強化」として、災害など、有事に即応できる体制づくりが求められる旨が記載されている。 関連して、現プランには「67 業務継続計画(BCP)の策定」の項目があるが、令和4年度から6年度までの達成状況が「2」である。これは、まだ策定に取り組めていない状況なのか、進捗状況を伺う。 また、自治体においてBCPの策定が義務化されているのだろうか。	国として策定の義務化はされていませんが、行政が非常時に行うべき業務の整理として、BCPは非常に重要な計画です。 市において、BCPの内容については防災マニュアル等において一体的に整備していますが、計画としての策定は進んでおらず、反省すべきと考えます。 今後、地域防災計画の改定にあわせて、BCPの策定も検討し、研究を進めているところでありますが、危機感を持って取り組むよう、ご意見について担当課にお繋ぎさせていただきます。	修正及び補足はありません。
9	外国人住民との共生について	3ページ (4) 地方創生や課題への対応	企画課 市民協働課	外国人住民との共生について、夜間、外出されている外国人の方が多いと感じ、不安があるとの声もあるが、対策等について、市としての取組や考えを伺いたい。	市内企業において雇用されている外国人の方々は、十分に研修・指導されていると伺っています。一方で、市内に居住する外国人住民の中には、母国語での読み書きができない方が多いと聞きます。そういった方々への対応として、外国籍のお子さんに学校教育の中で日本語や日本のルールを十分に学んでいただき、それを家庭に持ち帰っていただくのも、一つの方策だと考えています。 そのほかにも、外国人の方との意見交換等を活用しながら、防犯対策や共生について検討を進めたいと考えております。	(市民協働課補足) 昨年、「多文化共生」を含めたダイバーシティ社会の実現を目指し、茨城県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」に登録をいたしました。年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりを尊重し、互いに認め合えるまちを目指し、令和7年10月18日に多文化共生推進講演会を実施いたします。同じ坂東市民として、安全・安心に暮らせるまちづくりのため、一人ひとりができることを考えます。